

福祉資金 福祉費⑫ その他一時経費

〈その他、日常生活上一時的に必要な経費〉

1. 貸付対象となる資金使途

- ・低所得世帯の日常生活上一時的に必要な特別資金（冬期の暖房用燃料費、冷暖房設備、修学旅行費用、帰省費用、年金の掛け金等）に要する費用
 - ・障害者、低所得世帯※の自動車に限り、車検、修理、車庫等の維持に必要な経費
- ※低所得者世帯は1回限り

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000円	3年以内	原則2か月以内 (必要な場合は6ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則1名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年1.5%)

3. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近3カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	・修学旅行費用の場合： 在学証明書(原本)、旅行の内容がわかる資料
	かかる経費のわかる見積書等	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。